

北陸農政局出張講座実施要領

1 目的

北陸農政局出張講座（とくだね e～講座。以下「出張講座」という。）は、食の安全等に係る広範なテーマを内容とした消費者への情報提供及び意見交換を行うことにより、食の安全及び消費者の信頼を確保し、国民の望ましい食生活を実現するとともに、食品安全行政その他の農林水産行政に対する国民の理解の浸透を図ることを目的とする。

2 対象者

出張講座は、原則として10名以上の消費者を構成員（参加者）とするグループ（以下「受講団体」という。）を対象として実施する。ただし、以下の場合は実施しない。

- (1) 公の秩序を乱す、または善良な風俗を害するおそれがある場合
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする催し等を行うおそれがある場合
- (3) その他出張講座の目的に反する場合

3 実施日時等

出張講座は、原則として業務日の10時から17時までの間に実施する。祝休日又は夜間の実施を要請された場合は、別途検討する。

4 実施会場

会場は、原則として受講団体が確保する。

5 経費の負担

講師派遣に係る経費及び配布資料代は原則、北陸農政局の負担とし、会場使用に係る費用は受講団体の負担とする。

6 講座テーマ

講座のテーマは、原則として別添1「講座テーマ」のとおりとするが、テーマは状況に応じて見直しを行う。

7 受講の申し込み

受講団体は、別添1「講座テーマ」の中から希望するテーマを選び、別添2「出張講座申込書」に必要事項を記載の上、実施希望日の概ね2か月前までに消費生活課に申し込むものとする。

なお、「講座テーマ」に記載されていないテーマを希望する場合は、事前に消費生活課に相談する。

8 開催の決定

受講団体からの申込みを受けた消費生活課は、担当部署と受講団体との間の調整を

行い、出張講座の開催を決定する。なお、消費生活課は、原則として申込み受付日から7日以内に受講団体に開催の可否について連絡する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は消費生活課が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別添 1)

講座テーマ

食に係る全般的なテーマ

(令和5年4月現在)

講座名	内容	担当部署
よくわかる食品安全の基礎知識	食品の安全に関する基本的な事柄（食品安全における「ハザード(危害要因)」や「リスク」とは何かなど）について解説。	消費生活課
ご存じですか?食料自給率	日本の食料自給率の現状と課題、自給率向上のための取組を解説。	企画調整室
和食文化継承の取組について	ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化継承に向けた取組などについて解説。	食品企業課

食に係る個別的なテーマ

講座名	主な内容	担当部署
よくわかる農薬に関する安全性	農薬の使用や食品中の残留農薬。農薬について、安全性確保のための法律に基づいた規制などについて解説。	農産安全管理課
よくわかる家畜伝染病	ニュースや新聞でよく聞く家畜の伝染病、これがどのようなものなのか、皆さまにどのような影響があるかをわかりやすく解説します。	畜水産安全管理課
よくわかる牛トレサビリティ	牛トレサビリティ制度について、出生～と畜～食卓までの間、国がどのように関わっているのかを解説。	畜水産安全管理課
よくわかる有害化学物質と食品安全(重金属編)	食品に含まれる可能性のある重金属について、現状やさまざまな取組などを解説。	農産安全管理課
よくわかる米トレサビリティ	お米やお米を原料とした商品の産地情報がわかる米トレサビリティを解説。	米穀流通・食品表示監視課

(別添 2)

申 込 書

1. 申込み年月日	令和 年 月 日
2. グループ等の名称	
① 代表者氏名	
② グループ等の所在地 (又は代表者の住所)	
③ 担当者氏名(連絡窓口)	
④ 電話番号	
⑤ E-mailアドレス	
3. 行事の名称 ^(注)	
4. 希望の講座名	
5. 開催希望日時	第1希望 月 日() 時 分～ 時 分
	第2希望 月 日() 時 分～ 時 分
	第3希望 月 日() 時 分～ 時 分
① 会場名	
② 会場所在地	
③ 会場電話番号	
6. 参加予定人数	
7. 特に関心のある事柄など	

注: 特定の行事の一環として開催される場合はご記入下さい。

お申し込み先

※お申し込みは、電話または郵送によりお願いいたします。

北陸農政局消費生活課 TEL 076-232-4227

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

※記載された個人情報については、本講座の実施の目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

令和5年4月現在